

役員の使用弁償等に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人高知県知的障害者育成会（以下「本会」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員の使用弁償等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用対象者)

第2条 この規程を適用する役員は、原則として本会の理事及び監事の職にあつて、非常勤の者とする。

(費用弁償)

第3条 理事長及び監事には、下記の費用弁償金を支払うものとする。

1 理事長

- ① 用務又は役員会等で出勤したときは、1回につき 10,000 円を支給することができる。
- ② 費用弁償金の支払いは、当月分は翌月の 20 日に支払うものとする。

2 監事

- ① 監事業務等で出勤したときは、1日につき 10,000 円を支給することができる。
- ② 費用弁償金の支払いは、原則としてその都度支払うものとする。

3 理事

- ① 業務等で出勤したときは、1日につき 10,000 円、半日につき 5,000 円を支給することができる。
- ② 費用弁償金の支払いは、原則としてその都度支払うものとする。

4 評議員

- ① 業務等で出勤したときは、1日につき 6,000 円、半日につき 3,000 円を支給することができる。
- ② 費用弁償金の支払いは、原則としてその都度支払うものとする。

5 顧問

- ① 業務等で出勤したときは、1日につき 10,000 円、半日につき 5,000 円を支給することができる。
- ② 費用弁償金の支払いは、原則としてその都度支払うものとする。

6 評議員選任・解任委員

- ① 監事業務等で出勤したときは、1日につき 10,000 円を支給することができる。
- ② 費用弁償金の支払いは、原則としてその都度支払うものとする。

附 則

この規程は平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

平成 21 年 4 月 1 日改正施行

平成 27 年 4 月 1 日改正施行

平成 29 年 2 月 2 日改定施行